

⑫ 介護保険施設における居住費の負担限度額が 8 月 1 日から変わります

問 高齢福祉課(内線 172) 笠間支所保険福祉課(内線 72133) 岩間支所保険福祉課(内線 73172)

所得が低い方に対する介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度(補足給付)が変わります。

○基準所得金額の変更(令和 7 年度の年金額改定による見直し)80.9 万円→82.65 万円
 <令和 8 年 7 月まで>

負担段階	所得の状況	
第 1 段階	生活保護受給者の方	
	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方
第 2 段階		前年の合計所得金額+年金収入額が 80.9 万円以下の方
第 3 段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の方
第 3 段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の方

<令和 8 年 8 月から>

負担段階	所得の状況	
第 1 段階	生活保護受給者の方	
	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方
第 2 段階		前年の合計所得金額+年金収入額が 82.65 万円以下の方
第 3 段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の方
第 3 段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の方

○居住費・食費の自己負担限度額 第 3 段階の変更

<令和 8 年 7 月まで>

	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	880 円	550 円	550 円(380 円)	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円(480 円)	430 円	390 円【600 円】
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円(880 円)	430 円	650 円【1,000 円】
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円(880 円)	430 円	1,360 円【1,300 円】

<令和 8 年 8 月から>

	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	880 円	550 円	550 円(380 円)	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円(480 円)	430 円	390 円【600 円】
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円(880 円)	430 円	680 円【1,030 円】
第 3 段階②	1,470 円	1,470 円	1,470 円(980 円)	430 円 (※530 円)	1,420 円【1,360 円】

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※室料が徴収される場合は 530 円(施設によって異なります)